

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年3月29日（火）

令和4年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年3月29日（火）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室3

○ 議事日程

- 第1 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第3 議案第13号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による賃借権の設定について
- 第4 議案第14号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 第5 議案第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第16号 相続税の納税猶予に係る現地調査結果について
- 第7 議案第17号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- 第8 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について
- 第9 報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第10 報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について
- 第11 報告第8号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
~~9 番 三橋 清高 君~~
10 番 野崎 雅博 君
11 番 阿部 富美 君
12 番 齋藤 和子 君
13 番 吉田 恵子 君
14 番 石腰 明美 君

欠席委員

9 番 三橋 清高 君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 山田祥子

午後 2 時 03 分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 4 年第 4 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

なお、本日は、9 番三橋清高委員より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。3 番高橋久雄委員、4 番石射祥光委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

1 番案件について、12 番齋藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○12 番（齋藤和子君） 議案第 11 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

現況、畑、162 平米でございます。権利の種類は所有権の移転です。申請理由としましては、譲受人は経営を拡張するため、譲渡人は経営の拡張に協力するためでございます。今後につきましては、果樹として梅を肥培管理する予定です。譲受人の耕作面積は、申請地を含み 114 アールです。堤地区の下限面積は 50 アールです。労働力につきましては、本人（46 歳）従事日数 100 日、兼業、母（71 歳）従事日数 100 日、専業、臨時雇い（農業ボランティア等）若干名でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 11 号農地法第 3 条の規定

による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第2議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から37番案件までのうち、15番案件及び26番案件を除き、一括して上程いたします。なお、質疑は報告後、一括して行います。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

○局長補佐(伊藤和範君) 議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から37番案件までございますが、初めに、1番案件から37番案件までのうち、15番案件及び26番案件を除いて一括してご説明いたします。

本案件でございますが、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づきまして利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

1番案件から37番案件までのうち、15番案件及び26番案件を除きまして、いずれも以前ご審議いただいた権利設定の更新となっております。新規の案件ではございません。

利用権の存続期間でございますが、3番案件が令和4年4月1日から令和14年3月31日までとなっているほか、23番、32番、33番、34番案件でございますが、こちらは令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。その他の案件につきましては令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。権利の種類としましては、使用貸借権及び賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から37番案件のうち15番案件及び26番案件を除き報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、15

番案件及び26番案件は私の審査案件となります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、私は一時退席をさせていただきます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長代理として6番遠藤委員に議長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩します。

午後2時09分休憩

(本人案件のため原田勝幸君退室)

午後2時10分再開

○議長(遠藤信行君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会長代理として私が議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

日程第2議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、15番案件及び26番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は15番案件及び26番案件を報告後、行います。

15番案件及び26番案件について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

○局長補佐(伊藤和範君) 続きまして、15番案件及び26番案件についてご説明いたします。

両案件とも、以前ご審議いただいております権利設定の更新となっております。新規の案件ではございません。

利用権の存続期間でございますが、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。権利の種類につきましては、15番案件が賃借権、26番案件が使用貸借権となっております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(遠藤信行君) ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

○3番(高橋久雄君) この譲受人というか借り手は、大体、新規就農者なり規模拡大の適格者なんだろうね。

○事務局長（谷川広志君） 借り手の方はそういう方が多いですね。

○局長補佐（伊藤和範君） 集積はそういう方が多いですね。

○3番（高橋久雄君） 新規就農でもう5年ぐらいたっている方たちの中に、多分、面積拡大、信用を得ているため、地域の方から借りられるという方がいて、その方はモデルケースみたいな方だと私は思うんです。そういう方たちに、土地が集積すれば、それがモデルとなって、信用となって、茅ヶ崎市でも土地が流動化すれば、昨日の案件じゃないんですけども、利用率の目標の達成ができるために彼らに頑張っていただきたいということを伝えられれば、農業委員会としては安心して見ていられるみたいな。中にはちょっとトラブルのある方がいらっしゃいますけれども、その人も長い目で見れば、新しい農業をやっているんだということで理解していただくような形でいいかなと思います。借り手のほうは何ら問題ないんでしょう。

○事務局長（谷川広志君） 問題ないですし、今回については更新案件ですから、もう既に3年前後の実績があった上での更新になります。

○局長補佐（伊藤和範君） 問題ないので、更新をそのまま継続していただいているという解釈でございます。

○議長（遠藤信行君） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（遠藤信行君） なしと認め、採決をいたします。議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち、15番案件及び26番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（遠藤信行君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩

（原田勝幸君入室）

午後2時14分再開

○議長（原田勝幸君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3議案第13号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件

及び2番案件を報告後、一括して行います。

3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 7ページをお開きください。議案第13号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定についてのうち、1番案件及び2番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画を作成する際に農業委員会へ意見を聞くこととなっております。

～ 1番案件について内容を説明 ～

現況、畑、2004平米のうち1800平米でございます。権利の存続期間は令和4年5月1日から令和7年2月28日までで、権利の種類は使用賃借権でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

現況、畑、1986平米でございます。権利の存続期間は令和4年6月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第13号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第14号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 8ページをお目通しください。議案第14号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてをご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

被相続人が令和3年6月1日にお亡くなりになりましたので、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されたものでございます。令和4年3月11日、担当委員1名、事務局1名で現地を調査してまいりました。相続人は、13筆、畑、合計6531.28平米について相続税の納税猶予を受けたいというものでございます。

耕作状況につきましては、7筆、畑、合計5266平米では、ソラマメ、ジャガイモ、枝豆、ネギ等が作付されておりました。6筆、畑、合計1265.28平米につきましては、ジャガイモが作付されておりました。農機具の保有状況につきましては、トラクター、収穫機、テレーラ、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（49歳）従事日数300日、専業、妻（43歳）従事日数100日、専業、ほかアルバイト、農業ボランティアでございます。

以上、農業経営がされていると確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございましたか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第14号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5議案第15号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について上程いたします。

3番高橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 続いて、9ページをお開きくださいませ。議案第15号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

令和4年3月15日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地9筆の耕作状況をご報告いたします。2筆、現況、畑、合計971平米につきましては、一体として耕作されており、大根が作付されているほか準備中でした。7筆、いずれも現況、畑、合計1566平米につきましては、一体として耕作されており、ジャガイモ、大根が作付されているほか準備中でした。農機具の保有状況につきましては、トラクター、刈り払い機、軽トラック2台、その他一式でございます。労働力につきましては、本人（67歳）従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第15号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6議案第16号相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、1番案件及び2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は1番案件及び2番案件を報告後、一括して行います。

1番案件は3番高橋委員より、2番案件は12番齋藤委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

1番案件について報告をお願いします。

○3番（高橋久雄君） 10ページをお開きください。議案第16号相続税の納税猶予に係る現地調査結果についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者の申告期限からの営農期間が20年を迎える年

に、納税猶予の特例を受けている農地等の確認を農業委員会が行い、利用状況を税務署に回答するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

令和4年3月10日、担当委員1名、事務局2名で現地調査をいたしました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。3筆、畑、合計3846平米につきましては、大根、ニンジンが作付されているほか準備中でした。11筆、畑、合計4718平米につきましては、ニンジン、ハウレンソウが作付されているほか準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈り払い機、軽トラック、その他一式でございます。労働力は、本人（73歳）従事日数340日、専業、妻（72歳）従事日数70日、兼業、長男（45歳）従事日数340日、専業でございます。

以上、1番案件について農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

続いて、2番案件について報告をお願いいたします。

○12番（齋藤和子君） 続きまして、2番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

令和4年3月10日、担当委員1名、事務局1名で現地調査を行いました。特例農地の耕作状況をご報告いたします。3筆、畑、合計1393平米につきましては、一部にソラマメ、ブロッコリーが作付されているほか準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈り払い機、軽トラック、その他一式でございます。労働力は、本人（72歳）従事日数120日、兼業、知人（50歳）従事日数200日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第16号相続税の納税猶予に係る現地調査結果について、報告のとおり税務署に回答することを決定するにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第7議案第17号令和4年度最適化活動の目標の設定等についてを上程いたします。

事務局より説明いたします。

○局長補佐(伊藤和範君) 資料は、先日、委員各位にお配りしています令和4年度最適化活動の目標の設定等についてとなっております。

議案第17号令和4年度最適化活動の目標の設定等について、事務局よりご説明いたします。

1 ページ目の頭、I 農業委員会の状況、項番1の農業委員会の現在の体制につきましては、現委員の任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までとなっております。その旨、記載してございます。その下でございますが、委員及び最適化推進委員の内訳につきましては、現段階の状況を反映してございます。

項番2、農家・農地等の概要につきましては、いずれも注釈に記載されております農業センサスとして公表されている数値を引用してございます。一番右の表、担い手となる部分ですが、経営体数等の内訳につきましては、今、令和3年度を集約中でございますので、令和2年度末の内訳と一緒にとなっております。その下の段、耕地面積でございますが、こちらは注釈に記載のとおり、耕地及び作付面積統計の令和3年度版に基づいて記入してございます。茅ヶ崎市では、令和3年度版におきましては、耕地面積、田んぼが42ヘクタール、畑、273ヘクタールの合わせて315ヘクタールが作付面積統計で表記されているところでございます。

次ページをお開きください。II 最適化活動の目標でございます。項番1、最適化活動の成果目標、(1)の①現状及び課題でございますが、こちらも注釈に記載のとおり、(A)には管内の農地面積を入れてございます。その右の(B)の集積面積でございますが、農業水産課のほうで担い手の集積面積を集計してございますので、こちらの令和2年度末の集積面積71ヘクタールを記入してございます。集積率(B)/(A)という形になりまして、22.4%を集積しているという形になってございます。その下の課題でございますが、現状を踏まえた課題を出してございまして、解決策としましては、認定農業者など担い手への集積が必要であると記載させていただいております。

続きまして、②の集積に係る目標については、農地の集積の目標年度を6年度、集積率としましては30%と記載させていただいておりますのは、茅ヶ崎市から農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が平成26年9月に出されておりました、10年後に当たる令和6年度には集積率を30%にしようという目標がございましたので、こちらから引用させていただいております、記載してございます。その下に行きまして、令和4年度の新規集積面積についてなんです、今、1ヘクタールと記載させていただいて、若干ハードルが高くなるかもしれないんですけども、新規就農者だけでなく認定農業者をはじめとした担い手への集積の目標値ということで記載させていただいております。令和4年度末には、その下に記載のあるように、既存の71ヘクタールから令和4年度の新規集積面積1ヘクタールを足しまして、72ヘクタールを集積していこうという目標設定を取らせていただいております。以上のことから、農地面積に対する集積の割合が22.9%ということになりますので、こちらの記載となります。

(2)遊休農地の解消でございます。①現状及び課題につきましては、昨年夏に実施していただきました利用状況調査では、委員の皆様にはピンク色のマーキングをしていただいたものが1号遊休農地という判定を今回、事務局のほうで取らせていただいたんですけども、こちらの表をつくるに当たりまして、1号遊休農地を緑区分と黄色区分に分ける必要が生じまして、実際、緑区分につきましては、トラクター等で耕起すれば農地として利用可能となる農地です。黄色区分につきましては、基盤整備事業などの条件整備が必要となる農地ということで、1号遊休農地の判定をいただきました結果を振り分けて記載してございます。特に、課題ともつながってくるんですが、黄色区分としましては、許可なく資材置場となっている農地ですとか、転用許可を取っているんですけども、転用計画どおり施工されていない農地という部分も多く見られましたので、これらを集計した農地のものとなっております。課題につきましては、現状を踏まえて、遊休農地の発生抑制ですとか解消を進めていくことが必要であると記載してございます。

その下、②の目標でございます。ア、既存遊休農地の解消では、緑区分と判定された、5ヘクタールのうちから狭小地ですとか囲繞地、傾斜地等を除くことができるとされておりまして、いただいた集計数値からこれらに該当する1号遊休農地のうちの緑区分を除外させていただきました結果、1ヘクタールという数字が算出されております。その下につきましては、注釈のほうで「緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入」とございますので、こちらは5

年かけて解消するという部分の施策となりますので、この1ヘクタールに対しまして5分の1を乗じて0.2ヘクタールと記載をさせていただいております。その下、bの黄区分の遊休農地の解消ですが、こちらは先ほどもご説明しましたが、市街化調整区域の農地転用の許可権者となる神奈川県ですとか農業水産課、農地中間管理機構等の関係団体と協議をしまして、解消方針を決めながら対応していくということで記載させていただいております。

下のイの新規発生遊休農地の解消につきましては、解消すべき緑区分の遊休農地というのを先ほど1ヘクタールという部分でお話しさせていただきました。こちらは事務局のほうでエクセルでデータ管理させていただいております、その1号遊休農地の緑の1ヘクタールのうち、令和2年度の遊休農地から、令和3年度、昨年夏にやっていた中で、新たに1号遊休農地と判定された農地が3筆で3517平米あったんですが、エクセルで管理させていただいていますが、決められた様式に設定、入力させていただいたところ、0と記載されましたので、0表示となっております。

次ページをご確認ください。(3)新規参入の促進です。①現状及び課題でございますが、令和元年度から令和3年度末までに新規就農した個人を経営体としまして、就農した面積を記載してございます。新規参入の課題としましては、担い手の育成や確保をすることが必要であるという旨を記載してございます。②目標でございますが、注釈に記載のとおり、平成28年度から平成30年度にかけて権利移動された面積を算出してございます。3か年平均としまして、集積した面積は6ヘクタールございました。その下の欄でございますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、平均の1割以上を記入することと記載がございますので、こちらは平均が6ヘクタールでございましたので、1割に当たる0.6ヘクタールと記載してございます。

項番2、最適化活動の活動目標でございますが、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、2月の地区部会等で皆様にご説明させていただいた際に、委員の皆様ごとに個人で月ごとの活動目標について手書きでご提出いただいておりますが、そちらの一覧をデータ管理させていただき集計したところ、1か月当たり活動する日数が平均で7日と出ましたので、記載してございます。右の最適化活動を行う農業委員の人数、あと最適化推進委員の人数は現状の人数を入れてございます。

(2)活動強化月間の設定目標でございますが、令和3年度に利用状況調査ですとか意向調査を実施してございますので、こちらの実績を強化月間として記載してございます。

(3)新規参入相談会への参加目標でございますが、新規就農する際に、面談会を茅ヶ崎市

と一緒に開催してございます。面談会への参加を目標として設定し、記載してございます。

以上でございますが、こちらの目標の設定等についてご承認いただけましたら、ホームページ等で公表させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 事務局の説明が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。

○5番（村越重芳君） もう1度、確認したいんですけれども、遊休農地の解消のところ、黄色の区分というのは資材置場とか遊休農地と言える状態のものなのかどうか、その辺のところを協議して解消するといっても、黄色の区分というのは大体が資材置場みたいな感じなんですか。

○局長補佐（伊藤和範君） 今回、黄色区分とさせていただいておりますのが、今、村越委員おっしゃったとおり、資材置場が主でございます。こちらのほうが実際、許可なく資材置場となっているものですので、本当に資材置場をやるというのであれば、当然、許可が必要となってきますので、そういうものに対して神奈川県ですとか、あと農振の用地だったら農業水産課ですとか、あと実際に借り手がいないのでそうなっちゃったという状況であれば、中間管理機構などと協議をしながら解消していくということで記載しています。

○5番（村越重芳君） ですから、現況がそうなっているのを畑か田んぼに戻す、それとも資材置場として申請してちゃんと利用しろというふうに振り向けようとしているということになっちゃうの。

○局長補佐（伊藤和範君） 基本的には農地である以上、農地に復元することが大前提になりますので、所定の手続を踏むという形になります。

○5番（村越重芳君） 農地に戻すんだと、本人がやるんだと相当費用がかかるのかなと思うんだけど、そういうことをやりたくない人なのか、やむを得ず、そうなってしまったのか分からないけれども、これを農地にするというのはなかなか難しい話ですよ。

○事務局長（谷川広志君） 基本的には難しいとは思いますが、状態としては農地転用違反になっている案件ですから、転用許可権者である神奈川県と一緒にその辺の是正に努めていくという取組になります。

○5番（村越重芳君） 復元してから資材置場にするなら資材置場にしろと、そうなるわけ。

○事務局長（谷川広志君） 資材置場に転用できるような農地であればです。要は農地転

用できるような農地でなければ、労働力の不足だということであれば借り手を探す、先ほども中間管理機構などを通してという話がありましたけれども、そういった手続きを踏んでいくというつもりなんですけれども、今、これについては、こちらにもあるように、状況に応じて工程表をつくらないといけないんです。ですから、ゴールを定めた上で、そのゴールに向かっての工程表を各案件ごとに定めていくので、その中で、それぞれの土地をどのようにしていくのかというのを協議していきたいと考えています。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご意見なしと認め、採決をいたします。議案第17号令和4年度最適化活動の目標の設定等について、公表することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第8報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 報告第5号でございます。12ページをお開きください。農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明いたします。

～ 1番案件について内容を説明 ～

5筆、畑、合計981.88平米についての届出でございます。

～ 2番案件について内容を説明 ～

4筆、合計346平米についての届出でございます。

～ 3番案件について内容を説明 ～

2筆でそのうち1筆は一部、畑、合計528平米についての届出でございます。

これらの案件でございますが、届出に必要な事項が記載されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定によりまして、事務局長において専決処分をしたものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9報告第6号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 13ページでございます。報告第6号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明いたします。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、1番案件から6番案件までございまして、転用目的としましては住宅敷地のほか駐車場敷地、スポーツセンター敷地となっております。これらの案件につきましては、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定によりまして、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第6号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第10報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 14ページとなります。報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は1番案件から13番案件まで、小出地区は14番案件でございます。転用目的としましては、いずれも住宅敷地でございます。権利関係につきましては、所有権の移転となっております。これらの案件につきましても、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第7号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第11報告第8号農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 15ページでございます。報告第8号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知となっております。こちらの報告についてご説明いたします。

本案件でございますが、農業経営基盤強化促進法に基づきまして利用権の設定を行った土地について、茅ヶ崎市のほうから解約同意の通知があったため、報告させていただいております。

～ 案件について内容を説明 ～

利用権を解約する農地でございますが、畑、1652平米でございます。期間でございますが、令和元年4月1日から令和6年3月31日までを予定しておりましたが、両者の都合により、令和4年1月31日に合意解約が成立したものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第8号農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和4年第4回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時52分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員